

令和4年度第2回印西市学校体育施設開放運営委員会会議録

開催日時	令和5年3月7日（火） 午後2時から午後2時40分まで
開催場所	松山下公園総合体育館 会議室
出席者	市村委員長、稲垣副委員長、小田委員、須藤委員、椎名委員、鈴木委員
欠席者	なし
事務局	スポーツ振興課 三門課長、近藤係長、榎本主査、鈴木主査、渡邊主査補
傍聴者	0人
会議内容	
1. 開 会	進行 事務局
2. 挨拶	市村委員長
3. 議 題	議長 市村委員長
(1) 学校体育施設開放事業の現状について	
— 事務局説明 —	
質疑なし	
(2) 令和5年度学校体育施設開放事業について	
— 事務局説明 —	
— 質 疑 —	
委 員	プール開放について、民間事業者のプールを活用した場合の費用と効果を教えてください。
事務局	費用は、今年度学校プール開放を行った民間委託事業5校と直営事業1校の6校で行った費用内で、市内の小中学生が民間事業者のプールを2回無料で利用できる事業を行う予定です。民間事業者のプールは屋内となりますので、天候等による影響、熱中症のリスク等がなく利用できます。
委 員	前回の会議で、学校の授業で民間事業者のプールを利用して、熱中症のリスク等がなくて良いとお話がありました。このような話が民間事業者のプールを活用する決め手となったのですか。
事務局	小中学校のプールについては、更衣室等の付帯施設も含めて老朽化が進んでいること、天候の影響、新型コロナウイルスの感染予防対策等、いろいろなことを踏まえて、民間事業者のプールを活用することを検討している旨、前回の会議でも報告させていただきました。その後、予算の要望を行った状況です。
委 員	学校のプールは使わないということですか。
事務局	プール開放としては、使いませんが、学校の授業としては、使っていく

ことと思います。

委員 学校の授業を民間事業者のプールで行うことはないのですか。老朽化して、修繕が必要となったときには、民間事業者のプールを利用することになるのですか。

事務局 教育委員会が、費用等を含め検討していくことになります。

委員 公民館の改修工事の関係で、活動できなくなる団体も出ているのか心配なのと、本塾小も改修工事が延期になり、床がささくれているので、学校開放して良いのかと心配しているところです。利用して怪我をしなければいいと思っていますが、学校で危険と判断した場合は、学校開放を利用中止とさせていただきます。安全に怪我しないように利用していただければと思います。

事務局 本塾公民館は改修工事を行っていますが、公民館を利用の団体は、社会教育団体として利用していると思います。講堂は一部スポーツ団体が利用していることもありますので、その方々は学校開放利用団体として登録して学校を利用することがあるかもしれません。学校の老朽化の対応につきましては、修繕工事の実施は、教育総務課と情報を共有しております。学校開放で危険ということは、学校教育でも危険ということですので、学校の教育に支障のないように教育総務課で修繕をすることを考えます。また、団体が安全に利用できるよとということ、学校からの状況と教育総務課からの修繕の状況と情報共有しながら安全に利用していただく体制をとっていきたいと考えます。

委員 ガイドラインが改訂することにより、トイレ掃除も不要となりますか。

事務局 トイレの清掃は、引き続き行っていきます。

委員 学校としては、コロナ禍に関係なく、続けていただきたい。

事務局 続けていきます。

委員 学校の授業でジョイフルを利用して、指導員と先生で教えるので、すごく泳げるようになります。民間事業者のプールで練習させてもらえば指導員がいますので、泳ぎが上手になると思います。来年度のプール開放でも指導者が教えてくれるのですか。

事務局 来年度は、プール内で自由に泳ぐのみで、指導は入っていません。

委員 指導はなくても広くて自由に泳げて、熱中症の心配がない、すごく泳ぎやすく、市民に喜ばれると思います。

委員 町内会関係で学校の体育館を借りる場合は、スポーツ振興課へ申請するのですか。

事務局 直接学校へ目的外使用許可の申請をしていただき、学校の判断で許可と

なります。

(3) その他

事務局 今年度も全団体を集めての利用調整会議は行いませんが、利用の調整は利用団体間で行っていただきました。利用校ごとの注意事項を伝達する会議については、開催していただきます。また、例年とおりに教育長から教頭先生に管理指導員の委嘱を行います。利用団体との調整等、各学校独自の判断も可能となりますのでよろしくお願いします。

委員 管理指導員についてですが、平日は管理できますが、現実として、夜間や土日の勤務時間外は管理できない状況です。他市で土日に管理指導員を雇っているところもあるようです。土日は試合等でたくさん人が来る学校もありますので、誰か見ている人がいるといいと思います。すぐには無理だと思いますが、教頭先生が管理指導員になっていても管理しきれないことがありますので、今後、他市の取り組みも検討していただければと思います。

事務局 他市の事例は参考にしたいと思います。試合は学校開放ではなく、目的外使用許可となりますので、学校の対応となります。学校開放利用中に、万が一、物品の破損や事故等があった場合は、事後の報告になると思いますが、何かあれば直接利用団体に注意していただき、また、スポーツ振興課に報告いただくように対応していただければと考えます。

委員 なるべく教頭先生に負担がかからないようにしていただければと思います。

委員 資料の「別紙2 学校体育施設開放利用報告書(案)」の「戸締り」のチェック項目は、「門扉の戸締り」とした方がいいです。

事務局 修正いたします。

委員 体育館利用団体の日誌は続けますか。

事務局 日誌は、「別紙1 日誌(案)」のとおり、現在の活動前の体調チェックを除いた形に変更して続けます。

委員 体育館利用団体は、学校の日誌に記入して、校庭利用団体は利用団体ごとに「学校体育施設開放利用報告書」を毎回記入して月毎に提出ですか。

事務局 そのとおりです。

4. 閉 会

以上

令和5年3月7日に開催された、令和4年度第2回印西市学校体育施設開放運営委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

令和5年3月28日

署名委員 市村 昇 _____